

会議録

| | |
|--|--|
| 会議の名称 | 平成25年度 第3回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会 |
| 開催日時 | 平成26年2月4日（火曜日） 午後7時から9時まで |
| 開催場所 | 保谷庁舎4階 第3会議室 |
| 出席者 | 委員：吉岡座長、澤副座長、相澤委員、伊集院委員、岩崎委員、折田委員、関委員、高岡委員、館林委員、田村委員、中静委員、平塚委員、松岡委員、矢野委員 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長以下3名 欠席：中村委員 |
| 議題 | 1 前回会議録の確認について 2 第6期介護保険事業計画に向けた国の動向について 3 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について 4 平成24年度選定事業者の進捗状況等について 5 その他 |
| 会議資料の名称 | 配布資料 資料1 介護保険制度の見直しに関する意見 資料2 介護保険制度の見直しに関する意見 概要 資料3 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について 資料4 自己点検シート 資料5 平成24年度選定事業者の進捗状況等について |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> しかく <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>開会の挨拶（事務局） 依頼書配布</p> <p>○座長： これより平成25年度第3回地域密着型サービス等運営委員会を開催する。 過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。</p> <p>○事務局： 資料確認</p> <p>議題1 前回会議録の確認について</p> <p>○座長： 平成25年度第2回会議録の内容について、修正・変更あるか。 (意見無し) 前回の会議録については承認する。</p> <p>議題2 第6期介護保険事業計画に向けた国の動向について</p> <p>○事務局： 資料に沿って説明。(資料1, 2)</p> | |

○座長：
ただいまの説明で意見等はあるか。
(意見無し)

議題3 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について

○事務局：
資料に沿って説明。(資料3,4)

○委員：
それぞれの事業所の稼働率はどの程度か。

○事務局：
事業所によって差はあるが、定員を減らした事業所で稼働率の高いところは8割程度であると思う。

○委員：
自己点検シートのチェック項目は確認できるが、結果については開示しているのか。

○事務局：
先ず実地検査の方法について説明をすると、約1日程度かけて実地指導を行い、当日の最後に講評を行う。その中で、良い点や悪い点を含めて事業所に伝える。改善すべき点については、後日文書で指摘し、事業所より改善報告書を提出してもらう。それによって問題点を解決してもらうが、内容については、公表はしていない。改善をしてサービスの向上につなげるのが実地指導の目的である。

○座長：
1つの事業所に限らず、全体としてどのような点で指導すべき内容があったのか。

○事務局：
主な指摘事項としては、通所介護計画についてである。例えばアセスメントを行っていない、具体的なサービスの記載がない、居宅サービス計画の内容に沿ったものではない、実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行う認識がない、という内容が比較的多かった。

○委員：
自己点検シートは、事業所が毎年使用しているのか。それとも更新の時のみの使用か。

○事務局：
こちらのシートは、基準等を簡略化したものであり、実地指導の際に使用している。必ずこのシートを使用して、毎年チェックするようお願いしているわけではないが、各施設が自発的に実施してもらうことが望ましいと考えている。

○委員：

2点質問がある。1点目は、認知症対応型通所介護は、運営推進会議を開催しなくてもよいのか。2点目は、稼働率が全国的には、6割程度と言われている中で、8割程度というのは、高い稼働率だと思う。どのような運営方法をされているのか。

○事務局：

1点目について、認知症対応型通所介護事業所については、特に定めていない。2点目には、全ての事業所の稼働率が8割ということではない。事業所によっては、定員を下げたことにより稼働率が8割程度になったということで、定員を変更していないところについては、厳しいところもあるのが現状である。

○座長：

事業所ごとに、何か意見等はあるか。

○委員：

看護職員と機能訓練指導員を同じ人が兼務することについて、指導をしたのか。指導をした上で更新ということなのか。

○事務局：

指導をした上で、更新となる。

○委員：

更新の基準というのは、基準を満たしていなくても、指導をすれば更新ということになるのか。

○事務局：

資料3のNo.2における機能訓練指導員については、自己点検シートにより、1名以上配置をしなければならないが、看護師の兼務が可能である。実態としては、看護職員が機能訓練指導員を兼務しているが、記載が無かったことについて指導を行い、実態に合わせて記載をし、対応する。

○座長：

資料3のNo.2については、機能訓練指導員が非常勤で兼務1名いるということによいか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員：

自己点検シートにおいて、機能訓練指導員は常勤換算で1名以上ということか。

○事務局：

機能訓練指導員の配置条件について、常勤換算という基準は示されていない。人員配

置基準として、機能訓練指導員が1名以上という基準を満たす必要がある。

○委員：

例えば、週1回の勤務でも非常勤としてなり得る中で、この事業所のように、1人が看護師と機能訓練指導員を兼務する場合は、毎日どちらかが配置されていることにはならないと思うが、その部分を確認したい。

○委員：

介護保険法上においては、月に1日でもいれば、基準を満たしていることになる。しかし、それでは運営実態としてはそぐわないことになるので、各都道府県で基準を設けている。一般デイの場合、東京都においては、週1日最低2時間は配置することになっている。

○座長：

この基準でいくと、休憩時間などの一部を機能訓練指導員としての時間に充てれば、東京都の機能訓練指導員としての基準を満たすことが可能なのか。

○委員：

他の業務との重複や労働法規の問題がなければよいと思う。

○座長：

このようなことが可能だと考えるのであれば、本委員会としても認めてもよいと思う。資料3のNo.2の機能訓練指導員の欄については、看護職員1名が兼務ということではいか。

(意見なし)

他の事業所については、意見はあるか。

○委員：

2点質問がある。1点目は、指定更新について本委員会にて行う行為の位置づけについて確認をしたい。どのような場合に、指定更新をしてよいものなのか。2点目は、自己点検シートに記載されている根拠条文というのは、条例ということか。

指定更新をしてもよいかどうかの判断材料が、自己点検シートだけでは判断できない。指定更新がどのような場合にしてもよいかというのを確認したい。

○事務局：

こちらの資料は、元々国の省令等で定めている内容であるが、西東京市の条例で同じ基準を用いて、条例として定めている。よって、この基準を満たしていることが、指定更新をする際の基準を満たすこととなる。

もう1点目は、どのように判断しているかということについてだが、平成25年度に実地指導を行い、こちらの項目について、適合か不適合かを事務局の方で、概ね1日をかけて確認をしているので、基本的には満たしているという考えである。

○委員：

第3者評価のような形で公表されれば、分かりやすいとは思いますが、適合か不適合については、市の方で適合という判断をしている前提で、考えてよいのか。

○事務局：
そのように考えている。

○委員：
改善点については、適合と不適合の間のグレーゾーンとしての位置づけになり、改善措置を取れば、適合になるというケースはあると思う。それについては、改善したところまで市が確認しているということによいか。

○事務局：
文書指摘をした事業所からは、改善報告書を提出していただき、その内容を把握した上で、適合の判断をしている。

○委員：
本委員会にて指定更新内容について取り扱うことの意味は、どのようなものか。

○事務局：
本委員会の発足の位置づけとして、地域密着型サービスについては、市民の方を交えた委員会に諮ることが求められており、それを踏まえて、市で要綱を設置している。指定更新についても同様で、このような形で行っている。

○委員：
市の方で指定更新が妥当だと思っているケースについて、本委員会で確認をすることによいか。

○事務局：
そのとおりである。

○副座長：
本委員会において、たくさんの委員の方に出席していただき、意見を述べる貴重な機会が設けられている中で、より意見を出していただくために、以前にも出た意見であるが、指定更新の際の資料である自己点検シート以外にも何か別の資料はあるのか。

○事務局：
今は無いが、今後自己点検シート以外の資料として、広報誌、パンレット等や地域でどのような活動をしているか等の内容を追加した資料作りを次回以降の委員会で検討していきたい。

○座長：
市の方で、自己点検シートをもとに判断した内容を開示することは可能か。可能であれば、今まで出てきた意見についての対応も可能になると思うが。

○事務局：

その点については、検討させていただき、改めてご報告する。

○委員：

2点質問がある。1点目は、認知症対応型通所介護の人員基準で、看護職員は必ずしもサービス提供時間帯に配置しなくてもよいものなのか。2点目は、先ほどの話で稼働率が8割という話があり、それだけ稼働率が高いということは利用者からの評価があるからこそ、それだけの稼働率を維持していると思う。それを踏まえた上で、今後、利用者の意見を収集した資料等があればよいと思う。例えば、アンケートを収集して、それをもとに意見を出し合って、サービス向上のきっかけになればよいと思う。

○事務局：

1点目の質問については、必ずしもサービス提供時間帯に看護職員を配置しなければならないということはない。2点目についても、改めて内部で検討させていただきたい。

○委員：

新規指定の検討の時は、看取りについての対応や、また消防についての項目があったが、指定更新の時にはそれらの内容についても確認をしているのか。

○事務局：

看取りについては、基準の中にはないので確認はしていない。消防については、自己点検シートの6ページの点検項目22の非常災害対策に基づいて確認をしている。また設備に関しても、消火器等を含めて確認をしている。

○委員：

それ以外に、例えばその事業所が普通の浴槽なのか、それを今後認知症で重度の方を想定した浴槽にしていくのかなど、具体的なサービスの内容についての確認も行っているのか。

○事務局：

今回指定更新の対象になった事業所については、併設事業所が多く、施設にもよるが機械浴槽を多く取り入れている印象を受けた。浴室としては、比較的広いところが多かったが、それでも2つに仕切るなどして、利用者毎に対応している事業所もあった。

○委員：

介護度別の利用者数などの情報が無いと、この資料だけでは判断に困るところがある。また運営基準の中に、地域との連携というのがあれば、具体的な内容や頻度なども記載していただくと、分かりやすい。

○座長：

建物についての確認はしているのか。例えば、新規指定をしてから指定更新の間に改

築等をした場合、市の方で検査等を行うのか。

○事務局：

増改築等があった場合については、確認をすることになっている。

○委員：

基準を満たしているかどうかという点は、最低ラインだと思うし、それを満たしているかどうかを確認するのは行政側の責任であると思う。本委員会では、よりよくするためには、どのような意見があるかを話し合うことに意義あると思うので、最低のところを満たせているからよい、というところで終わらせない工夫をしていただきたい。

○委員

小規模多機能型居宅介護の利用者の家族から事故報告を受けた内容で、このようなことが今後起きないように、市からも事業所に対して指導をしていただきたい。

○事務局：

市としては、その件については把握し、一度管理者を呼び、口頭で着実な対応をしていただくよう指導をした。

○座長：

他に意見等はあるか。

(意見無し)

議題4 平成24年度選定事業者の進捗状況等について

○事務局：

資料に沿って説明。(資料5)

○座長：

ただいまの説明で意見・質問等はあるか。

(意見無し)

○委員：

株式会社カネット・ふれあいの事業取下げになったことへの影響について、市はどのように考えているか。

○事務局：

今回事業取下げになった地域は、株式会社日本生科学研究所と同じ西部圏域ではあるが、事業が取下げになったことについては、影響はあるだろうし残念に思う。これから第6期の計画を策定していくことになるので、その点については改めて考えていきたい。

○委員：

市としては、小規模多機能型居宅介護事業所を増やしていきたいという考えはある

か。

○事務局：

第5期の計画においては、4か所を新しく開設することを考えており、既に選定済の事業所で1か所開設している。

○副座長：

デイサービス花の廃止申請について、現在利用者が全くいないといことは無いと思うが、利用者の移行についてはどのように考えているかを、市として把握しているか。また利用者は、そのことを把握しているのか。

○事務局：

デイサービス花の利用定員が9名に対して、実際の利用者は3名程度と聞いているので、利用率としては低い。そこでさらに小規模多機能型居宅介護も開設すると、事業所として一緒に運営していくのは厳しいという話を聞いている。利用者の円滑な引き継ぎを行っていくという話を聞いている。

○委員：

この内容は、今回の議題として挙げられているが、これは一般に公表される内容として考えてよいか。

○事務局：

次回の正式な議題としてのみで報告すると、急な話になってしまうので、まずは計画の段階で、グループホームと小規模多機能型居宅介護が新しく開設する中で、どうしてもこのような対応を取らざる得ない状況が発生したので、先ずはそういった意向があるということを報告させていただいた。

最終的には廃止についても本委員会で承認をしていただくことになる。今回の内容を踏まえて、次回ご審議いただきたい。

○委員：

これから開設するグループホームについては、小規模多機能型居宅介護と併設ということだが、運営を開始して間もなく小規模多機能型居宅介護を廃止とした場合は、グループホームの運営は継続が可能か。またそうならないようなルール等は設けているのか。

○事務局：

今回公募した事業所が開設した際には、相当な額の補助金が出ることになっているので、それを返還してまですぐに廃止するのか、という議論になると思う。

○委員：

補助金の償却期間はどれくらいか。

○事務局：

建物の耐用年数に応じた償却期間になる。

○委員：

補助金の額はいくらか。

○事務局：

1事業所につき、グループホームと小規模多機能型居宅介護の分を合わせて、東京都と市から出す補助金の合計額は、125,000,000円である。

○委員：

それはかかった費用の分だけ出るということか。

○事務局：

その額が上限となっており、それ以下の額であれば、かかった費用の部分が対象となる。

○委員：

資料5について、これから開設する事業所の指定申請受理、本運営委員会で審理、指定決定とあるが、本委員会では決定権が無いので、より意見を出やすくするために、ただ指定決定をするという内容のみだけでなく、事業所の特徴などの情報も用意してもらえれば、本委員会でもより様々な意見が出ると思うので、今後その辺りの準備をお願いしたい。

○座長：

委員から意見があったように、次回の本委員会開催の前に、事前に委員へ資料の送付をお願いしたい。

他に意見等はあるか。

(意見無し)

議題5 その他について

○事務局：

次回の本委員会の開催については、4月を予定している。日時等は詳細が決定次第、連絡する。

○座長：

資料3-2はそのまま机の上においてお帰りください。

本日の委員会は閉会する。